

定期試験当日の電車遅延について

＜ 試験当日は不測の事態に備え、余裕を持って登校しましょう。＞

もし、試験当日に電車の遅延に遭った場合は、以下の要領で対応してください。

試験日に大学へ向かう際、**20分を超える電車の遅延**により遅刻をする場合は、必ず当該試験日当日に駅で遅延証明書を受け取り、下記の手続きをしてください。

＜遅延証明書について＞

遅延証明書を受領する際は、**日付・時間等の必要項目が記入されているか確認してください。**

日付・時間等が記入されていないと、原則として追試験等の対象になりません。

大学から駅に記載内容の確認をすることがありますので、自分で記入せず、必ず駅員の方に記入してもらってください。

■ 試験開始後 20分以内に到着した場合

⇒ 試験教室に向かわず、20分までの遅刻は、追試験等の代替措置の対象となりませんので、そのまま受験してください。

★ **到着時間の判断に悩む場合は、まず試験教室へ行き、試験監督の指示に従ってください。**

■ 試験開始後 20分を超えて到着した場合

⇒ 遅延証明書を持って、**登校後すぐに**、富士見ゲート 3 階の試験実施本部に来てください。試験実施本部への到着時間等を確認し、追試験等の代替措置に該当するか判断します。事務での追試験に関する諸条件の確認後、追試験等の代替措置に該当する場合は、学部窓口で手続きを取ってください。（すべてのケースが無条件に追試験等の代替措置に該当するとは限りませんので、ご注意ください。）

＜注意事項＞

- 自宅以外（**大学に登録してある住所以外**）より登校した場合、電車遅延による遅刻をしても、追試験等の代替措置に関する手続きはできません。（通学定期券の区間外、学生証裏面に記載されている通学区間外の遅延についても認められませんので、ご注意ください。学生証裏面の通学区間は、必ず記載しておいてください）。

- 下記のようなケースは、追試験等の代替措置の対象となりませんので、ご注意ください。

＜発生例＞1 時限に定期試験がある場合で 1 時限に間に合うように家を出た場合
通学定期券の区間内（下記①・×印）で遅延が発生している場合で、自己判断により迂回乗車
した路線（下記②・×印等）でも遅延が発生し、迂回乗車した区間の遅延証明書を入手すること
はできたが、大学へ到着したのは試験開始後 20 分を越えてしまった場合。

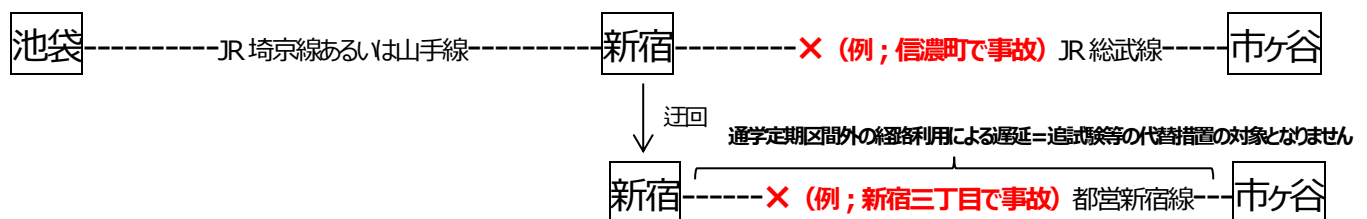
⇒ **遅延証明書で証明されている遅延は、迂回乗車した通学定期券の区間外、学生証裏面に記載されている通学区間外のため、追試験等の代替措置の対象外となります。**

＜この場合の対応＞

追試験等の代替措置の対象となるのは、通学定期券の区間内、学生証裏面に記載されている通学区間内での遅延で、遅延証明書でその区間内の遅延が証明される場合のみになります。**振替輸送や自己判断による迂回乗車等による遅延は、本制度の対象とはなりませんのでご注意ください。**

なお、事故や自然災害等で大規模な遅延が発生した場合は、法政大学公式 Twitter で当日の試験開始時間等についてお知らせしますので、確認してください。

通学定期券（池袋－市ヶ谷（新宿経由 JR 線利用））



- 遅れた時間以上の遅延証明（例えば試験開始から 30 分遅れた場合は、30 分以上の遅延証明）でなければ認められません。**つまり、初めから遅刻入室を想定して登校した場合は認められないということです。**
- 当該試験日の翌日以降に申し出ても、追試験等の代替措置の手続きは取れません。
- 電車遅延以外については、履修の手引きを確認してください。
- 渋滞等によるバスの遅延は、対象外です。
- **公開科目等で他キャンパスに向かう際の遅延**については、遅延証明書を入手した上で、**当該試験日翌日までに所属学部**で相談してください。
- 不明な点や判断に迷う場合は、**自己判断せず**、必ず学部窓口へ確認してください。

問い合わせ先 国際文化学部窓口 TEL：03-3264-9345

法政大学公式 Twitter：https://twitter.com/hosei_pr ※当日の試験実施に関わるお知らせがある場合は、こちらからも情報を発信します。